

おはようございます。本定例会議もどうぞよろしく願いいたします。

説明に先立ちまして、まず「災害対応」について申し上げます。

今年は、関東大震災から 100 年という大きな節目の年に当たります。

県民の生命と財産を守るという県に課された最も重要な使命を改めて意識し、今後とも防災・減災対策に最善を尽くす、という確固たる決意を胸に、身を引き締めているところであります。

そうしたなか、先月 15 日に近畿地方に上陸した台風第 7 号により、県内各地は暴風と大雨に見舞われ、また、24 日深夜には多賀町付近で猛烈な雨が降りました。

被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

台風第 7 号では、軽傷者 2 名に加え、土砂流入や倒木による道路の通行止め、河川の護岸損傷など、24 日の大雨では、多賀町内で土砂流入の被害による集落の一時孤立が発生いたしました。

現在、被災箇所の応急対策を進めるとともに、本格的な復旧に向けて、本定例会議で関連する補正予算案を提出させていただいたところであります。

今月に入ってから大雨に警戒する日が続いており、引き続き台風による風水害も想定されますことから、今後とも緊張感をもって対応してまいります。

次に、「新型コロナウイルス感染症への対応」について申し上げます。

コロナにつきましては、今年 5 月 8 日から感染症法上の位置付けが 5 類

感染症に変更されたことから、医療提供体制は9月末までを移行期間として、幅広い医療機関で受診や入院ができる体制への移行を進めてまいりました。

この間、8月以降は感染者数が緩やかな増減を繰り返し、病床使用率は50%前後で推移してきておりますが、重症者数は少なく、医療機関等の御協力により、医療提供体制を確保することができているところです。

今般、国において、冬の感染拡大を見据えつつ、通常医療との両立を強化していくため、来年3月までを引き続き移行期間とし、病床確保は対象を重症者等に重点化した上で継続する方針などが示されました。

本県といたしましてもこうした国の方針を踏まえ、感染症対策の必要な見直しを行うこととし、引き続き受診が必要な方に適切な医療が提供できるよう十分配慮しながら、段階的な移行を進めていくことといたします。

また、本日9月20日から、追加のワクチン接種が開始されており、希望される方が接種できるよう、併せて取り組んでまいります。

次に、岸田総理大臣の内閣改造について申し上げます。

今月13日に第2次岸田内閣発足後、2回目の内閣改造が行われました。

国内外の激動する情勢変化を踏まえ、「変化を力にする内閣」とされており、物価高騰への対応、子ども・子育て政策の充実など喫緊の課題に対して、実効性のある対策が講じられることに期待しているところです。

本県といたしましても、新たな内閣の動向を注視し、国の経済対策が講じられた場合には、それに呼応して速やかに必要な施策を実施することができるよう、準備を進めてまいりますとともに、子ども・子育て支援など共通する課題につきましても、国と地方の連携を強化し、解決を目指して

まいりたいと考えております。

それでは、9月定例会議を開会するに当たりまして、提出いたしました諸案件の概要を御説明申し上げますとともに、当面する諸課題につきまして、所信を述べさせていただきます。

まず、令和6年度に向けた県政運営について申し上げます。

現在、気候変動、生物多様性の損失、人口減少、DXやGXなどによる社会構造の変化が進む一方、お金やモノ以外の「新しい豊かさ」などの重要性が再認識され、価値観の変容も進んでいるところです。

3年を超えたコロナ禍を乗り越えつつある中、こうした世界の潮流を見極め、「経済」・「社会」・「環境」が調和する持続可能な滋賀のあり方や、生老病死に向き合い、改めて「豊かさ」と「幸せ」について思いを巡らせながら、引き続き全ての人に居場所と出番のある、共生社会づくりを目指していくことといたします。

そのため、基本構想に掲げる「変わる滋賀 続く幸せ」を基本理念に、みんなで描き、ともに創る「健康しが」の実現に向けて、「5つの柱」を中心に施策を構築してまいります。

- 1つ目は、子ども・子ども・子ども
- 2つ目は、ひとづくり
- 3つ目は、安全・安心の社会基盤と健康づくり
- 4つ目は、持続可能な社会・経済づくり
- 5つ目は、自然環境や生物多様性の保全・再生

であります。

これらの施策の構築に当たりましては、引き続き子どもを真ん中におい

て検討を進めるとともに、特に、子育てしやすい環境づくりや「生きる力」を育む「子ども施策」、滋賀県立高等専門学校の設置準備をはじめ、各分野・地域を支える「ひと」の確保・育成、健康づくり、「地域公共交通の維持・強化」や「魅力ある公園づくり」、産業誘致戦略の推進による投資の呼び込みによる活力ある滋賀の実現、農林水産業における「CO2 ネットゼロと気候変動への適応」などにおいて、部局間連携の徹底を図りながら力を入れてまいります。

また、重点テーマといたしまして、県北部地域が他地域の先行モデルとなるよう地域の魅力や可能性を伸ばす「北の近江振興」や、令和7年開催の大阪・関西万博および国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会といった大規模イベントの開催に向けて、準備やレガシーづくりに集中的に取り組むことといたします。

開幕まで571日となりました大阪・関西万博については、年内にはオール滋賀での万博参加に向けた推進体制の構築を予定しております。総合開会式まで739日となりました国スポ・障スポ大会につきましては、滋賀らしい環境に配慮した大会を目指してMLGs宣言をしたところであり、今後とも機運醸成を図りながら、万全を期して準備を進めてまいります。

一方で、限りある人員、財源、時間の中で、こうした施策に加え、今後も県民サービスの向上や将来に向けた投資を着実にを行うためには、県庁が有する経営資源を充実させることが不可欠であり、新たな行政需要や、より注力すべき業務に機動的に対応できる環境を整えていく必要があります。

そのため、財政の持続性・安定性の確保に向けて、収支改善の取組を確実に進めるとともに、事業の見直しや業務の効率化による「ヒト・財源の配分のシフト」に集中的に取り組む、行政課題に的確に対応し、成果が挙げられるような質の高い行財政基盤の確立を目指すことといたします。

こうした方針を全庁で共有し、変化に対して果敢に挑戦する決意を固く

持ちながら、夢や可能性をもって熟議を重ねることにより、滋賀の未来を見据えた新たな一步を踏み出せるような予算と組織体制を創り上げてまいります。

次に、「世界とのつながり」について申し上げます。

今年度は、「世界に開かれ、世界につながり、世界から選ばれる滋賀」を目指して、幅広い施策で「世界」を意識して取り組んでまいりたいと考えております。

今年は、米国・ミシガン州と中国・湖南省とは姉妹友好提携をしてから、それぞれ 55 周年、40 周年の節目を迎えております。

湖が取り持つ縁でつながり、これまで環境や文化、経済、観光、教育など様々な分野で相互理解と交流を深めてまいりました。

近年、コロナ禍の影響で往来を停止していた時期もありましたが、今年度からは本格的に対面交流活動を再開しております。

まず、7 月末から 8 月にかけて、湖南省を訪問した際には、毛省長と初めての会談や若者による次世代交流に加え、両県省の交流が未来に向けて平和の礎となるよう、先の大戦における戦没者への慰霊と、世界の恒久平和と繁栄に向けた祈念をしてまいりました。

また、現地で実施した観光プロモーションでは、健康長寿県である滋賀へのツアー造成に向けて地元メディアと連携することとなり、誘客促進に向けて成果を得ることができました。

8 月のアメリカ訪問の際には、近江の茶、近江米、近江の地酒のセールスプロモーションを行い、現地事業者からは今後の取扱いに向けて前向きな御意見をいただき、県産品の輸出拡大の可能性を大いに感じたところで

す。

特に、ミシガン州のホイットマー州知事とは相互訪問しており、今月9日の御来県の際には、次世代交流を推進することを確認し、湖沼保全に向けての想いを共有したところであり、今年11月に開催予定の世界湖沼会議におきましては、湖沼の価値や重要性を世界に向けて共同して発信できるよう準備を進めております。

加えまして、この秋には、ミシガン州、湖南省それぞれからの友好交流団の受入れに向けて調整しており、先人がこれまで築き上げてこられた友好関係を大切にしながら、更に絆を強め、将来にわたって健全に引き継ぎ、相互に発展していけるよう、今後とも国際交流を推進してまいります。

また、彦根城の世界遺産登録に向けましては、平成4年の暫定リストに記載されて以降、これまで地元彦根市とともに取り組んでまいりました。

「社会の安定」が問われている昨今の世界情勢において、安定と調和に貢献した、平和の象徴としての彦根城の価値は、ますます高まりつつあると感じております。

そうしたなか、7月4日に国の文化審議会から、「ユネスコの事前評価制度を活用して顕著な普遍的価値の検討を進めることが有効である」との意見を受けたことから、文化庁との協議を重ね、事前評価申請書を作成してまいりました。

その結果、今月5日に、事前評価申請書が国からユネスコに対して提出されたところであり、彦根城の世界遺産登録に向けて大きな一歩を踏み出しました。

文化審議会から提示された課題につきましては、堀・石垣、天守等といった城郭の各要素の説明をし、それらが総体として城郭の統治機能に貢献

したことを書き加えるとともに、遺存状況からそれら要素の総体として最も残りがよいものが彦根城であることを説明することで対応いたしましたところです。

令和6年10月に予定されている評価結果の発表において、より良い結果が得られるよう、ユネスコの諮問機関であるイコモスと真摯に対話するとともに、彦根城の文化的・歴史的価値を更に磨き上げ、彦根城の世界遺産登録の実現に向けて、着実に取組を進めてまいります。

また、令和7年には先ほど申し上げました大阪・関西万博の開幕を控えており、関西が世界から注目を集める好機となります。

多文化共生施策の充実や高校生の留学支援などにより、多様な文化との交流や体験活動も推進させつつ、世界に目を向け、あらゆる分野において滋賀の魅力を発信し、「世界とのつながり」をこれからも拡げてまいります。

最後に、「生物多様性の保全」について申し上げます。

国民的資産である琵琶湖をお預かりする滋賀県の使命として、マザーレイクゴールズを取組を進め、やまの健康とともに、自然と人が共生する社会の実現に向けた歩みを加速させていくため、生物多様性の保全に一層力を入れてまいりたいと考えています。

その第一歩として、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする世界的な目標の達成に向けて、企業や自治体、NPO等の連合である、「30by30 アライアンス」に、本県も今月末を目途に参加することといたします。

これによりまして、生物多様性保全に積極的に取り組む県内外の多様な主体との連携を強化し、更なる機運醸成を図ってまいります。

具体的に生物多様性の保全を進めるに当たりましては、企業や地域等の多くの関係者と連携しながら、私たち一人ひとりが主体的に保全に向けた行動を起こすとともに、地域資源として持続可能な利用を図ることで、更なる保全につなげる活動を生み出す「好循環」を創り上げることが必要だと考えております。

この好循環によりまして、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ | 自然再興 |」を実現させ、滋賀の豊かで健全な生態系を保全・回復し、その恵みを持続的に享受できる暮らしや多様な文化を、未来に向けて継承できるよう、現在、改定中の次期「生物多様性しが戦略」にも、この理念を明確に位置付けてまいります。

折しも、希少な植物の生育地である伊吹山において、今年7月の大雨により、山頂までの表登山道がある南側斜面で大規模な土砂流出が発生いたしました。

日本百名山の一つにも数えられる古からの霊峰であり、豊かな生態系が育まれてきた伊吹山につきましては、これまでから、ニホンジカの食害等による植生の衰退や斜面の裸地化が大きな課題となっていました。

近年、降雨の影響もあり、土壌の浸食も急速に進行してきた最中の出来事であり、私も現場で惨状を目の当たりにし、心を痛めたところであります。

先月、県と米原市で合同プロジェクトチームを設立しており、まずは、表登山道の応急的な対策を速やかに完了させるとともに、南側斜面の復旧と生態系の保全に向けて、専門家や地元関係者の御意見も伺いながら、伊吹山が県の生物多様性保全の象徴となるよう、重点的に取り組んでまいります。

それでは、提出いたしました案件につきまして、御説明申し上げます。

まず、予算案件でございます。

議第 104 号は、一般会計の補正予算案でございます、

台風第 7 号により被害を受けた箇所の復旧等に係る経費を計上する一方で、新型コロナ関連経費について、執行状況や今後の患者数等を見据え、所要額を精査したことなどにより、247 億 8,795 万 5 千円の減額補正を行おうとするものでございます。

議第 105 号および議第 106 号は、企業会計の補正予算案でございます、

議第 105 号は、琵琶湖流域下水道事業会計において建設事業等に係る債務負担行為の補正を、議第 106 号は、病院事業会計において新型コロナ関連の医業収益の精査による減額補正を、それぞれ行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございます。

議第 107 号は、民法の一部改正や社会情勢の変化に伴い、保護の対象となる青少年の範囲を拡大するとともに、規制対象となる青少年の健全育成を阻害する行為を新たに追加するため、

議第 108 号は、旅館業法等の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 109 号は、(仮称)新・琵琶湖文化館を整備するに当たって、必要な規定の整備を行うため、

それぞれ改正を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件でございます。

議第 110 号から議第 115 号までは、一般会計および各特別会計、ならびにモーターボート競走事業など、公営企業 5 会計の令和 4 年度決算の認定を求めることについて、

議第 116 号から議第 118 号までは、契約の締結について、

議第 119 号は、契約の変更について、

議第 120 号から議第 125 号までは、権利放棄について、

議第 126 号から議第 128 号までは、令和 5 年度において県が行う建設事業等に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、

議第 129 号は、指定管理者の指定について、

議第 130 号は、モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について、

議第 131 号は、公立大学法人滋賀県立大学に係る中期目標を定めることについて、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。